

## 社会福祉法人引佐すみれの会の役員等の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人引佐すみれの会の定款第8条及び21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、役員等が評議員会・理事会等の会議に出席する際の費用弁償をいう。
- (3) 出張等職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、交通費及び手数料等の経費は、報酬とは区別されるものである。

### (支給額)

第3条 会議の際の報酬額は、1回につき 2,000円とする。

2 旅費等は、別途の旅費規定により支給される旅費相当額。

### (支給の時期)

第4条 支給日は、毎年4月1日から翌年3月31日までの開催会議等について、その出席回数を各人ごとに集計し、毎年4月に一括支給する。

2 出張の都度支給する。

### (委任)

第5条 この規程の出張等に際し、必要な事項は理事長が別に定める。

### (適用除外)

第6条 理事で、職員の身分を併せ持つ者については、通常の勤務時間内に開催される会議等は支給対象とはしない。

### 附 則

この規程は、平成17年3月3日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年3月28日に改定し、平成28年4月1日より適用する。

この規程は、平成30年5月28日から施行する。